

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年9月20日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第37号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則第27
号）の一部を次のように改正する。

別表中「

先天性代謝異常検査 採血料	1回につき 4,000円
------------------	--------------

」を「

先天性代謝異常検査 （新生児マススクリ ーニング検査）	先天性代謝異常検査採血料 1回につき 4,000円
	先天性代謝異常追加検査料 1回につき 9,000円

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。